

北海道開発法第3条第1項の規定に基づき申出の
あった意見に対する回答について

〔平成28年3月29日〕
閣 議 決 定

北海道開発法（昭和25年法律第126号）第3条第1項の規定に基づき平成28年2月26日付けで北海道知事から申出のあった「北海道総合開発計画に関する意見」に対し、別紙のとおり回答する。

北海道知事申出「北海道総合開発計画に関する意見」
に対する回答書

平成28年2月26日付けで申出のあった「北海道総合開発計画に関する意見」については、本日（平成28年3月29日）、北海道開発法第2条第1項に規定する北海道総合開発計画を閣議決定したところである。

また、申出のあった意見を踏まえ、北海道を始めとする多様な主体とより一層連携し、当該計画の着実な推進に努めてまいりたい。